

3 行政サービスコーナー

開所日時 平日(月～金曜日) 7:30～19:00 / 土・日曜日 9:00～17:00

休所日 国民の祝日及び国民の祝日の振替休日、国民の休日、年末年始(12月29日から翌年1月3日まで)
※このほか、機器の点検などのため、臨時に休所させていただく場合があります。

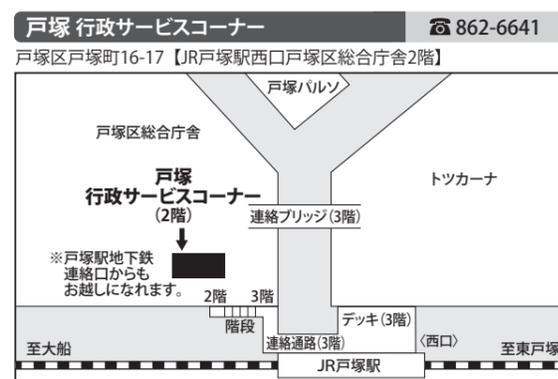
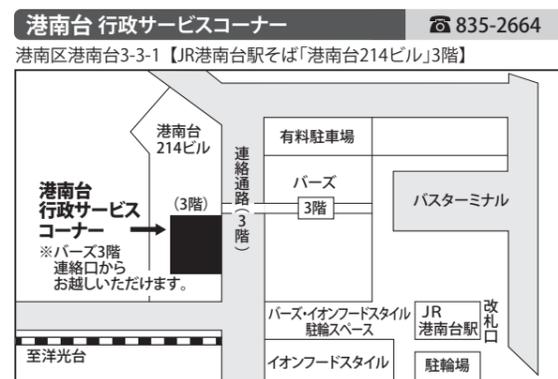
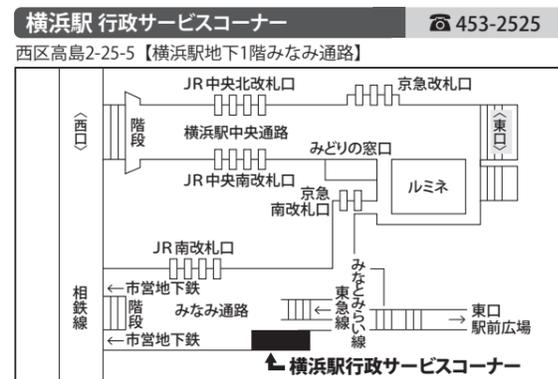
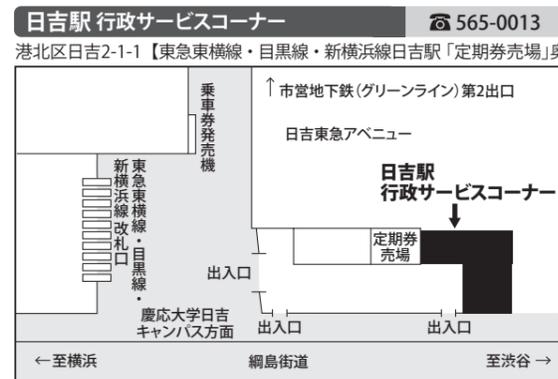
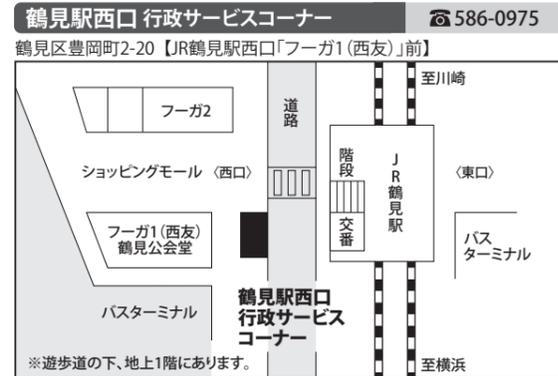
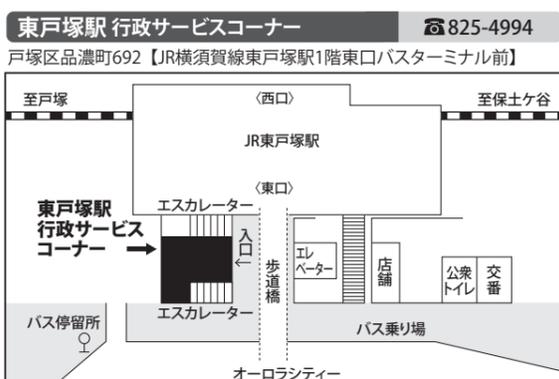
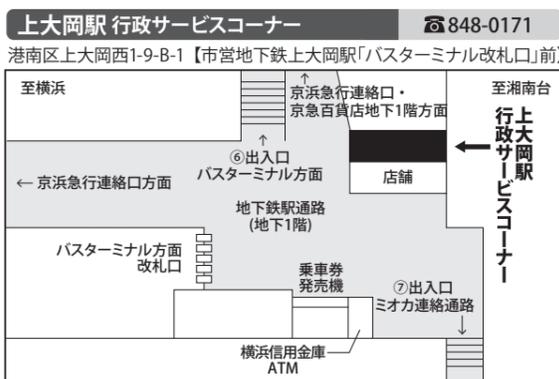
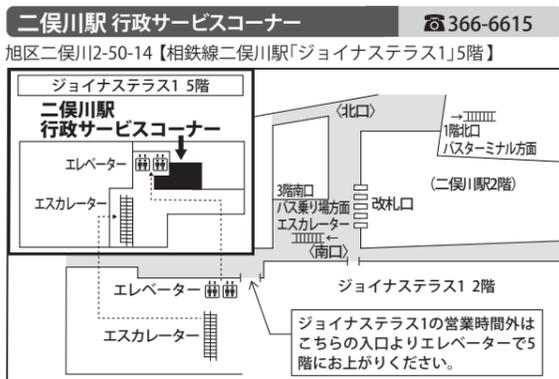
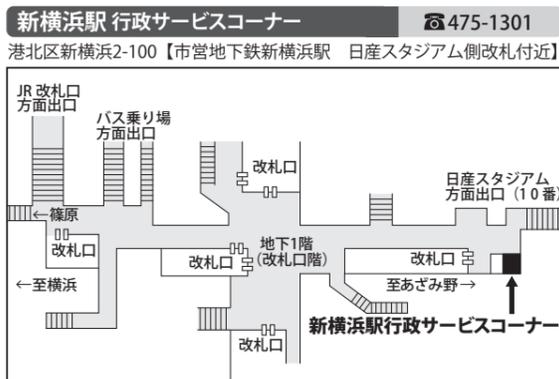
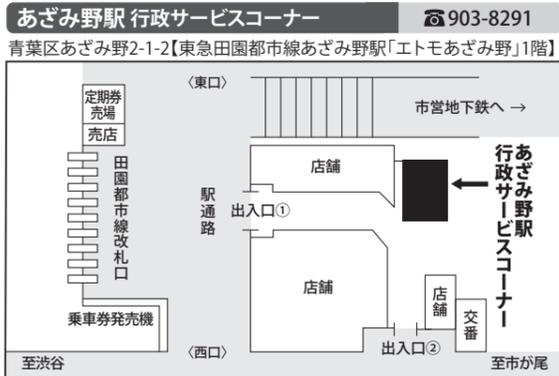
■ 受付時間と証明書のお渡し時間

取扱証明書と対象者	手数料	平日(月～金曜日)			土・日曜日
		7:30～8:45	8:45～17:15	17:15～19:00	9:00～17:00
住民票の写し※1	300円	その場でお渡し			
住民票記載事項証明書					
印鑑登録証明書※2					
戸籍全部事項証明書(謄本)※3 戸籍個人事項証明書(抄本)	450円				
戸籍の附票の写し					
身分証明書※4	300円				
市民税・県民税(非)課税証明書※5	300円	当日 11:00以降 お渡し	※5	翌日11:00以降お渡し ※金・土・日曜日は、 翌月曜日以降の開所日 11:00以降にお渡し	
市税の納税証明書※5					
固定資産課税台帳登録事項証明書 (土地・家屋 現年度分)※5					

- ※1 「広域交付住民票の写し」(住民基本台帳ネットワークシステム)は取り扱っていません。
- ※2 印鑑登録証明書をご請求いただく際は印鑑登録証(印鑑登録カード)または請求する本人の利用者証明用電子証明書を登録したマイナンバーカードをお持ちください。ただし、マイナンバーカードで印鑑登録証明書を請求できるのは本人のみです。
- ※3 除籍全部事項証明書(謄本)・除籍個人事項証明書(抄本)は取り扱っていません。
- ※4 電算化されていない戸籍に係る身分証明書は、区役所開庁時間外ではその場でお渡しできません。
- ※5 税関係の証明書は、平日でも17:15までに手続きが完了していない場合、その場でお渡しできません。

ご注意ください

- 区役所開庁時間外で請求資格などが確認できない場合は、その場でお渡しできないことがあります。
- 証明書の内容によっては一部お取り扱いできない場合があります。
- 証明書をご請求される際、窓口に来た人の本人確認を行いますので、写真付きの本人確認書類(運転免許証、パスポート、又はマイナンバーカードなど)の提示が必要です。なお、本人確認書類が国民健康保険証など写真付きでない場合などには、さらに別の本人確認書類の提示やご質問をさせていただく場合があります。また、代理人をご請求される場合には、委任状の提出も必要です(印鑑登録証明書を除く。)
- 法人名義の納税証明書をご請求される際には、申請書に代表者印の押印が必要です。
- 固定資産課税台帳登録事項証明書は、納税義務者本人、納税義務者の同居親族(住民票上同一世帯)、納税管理人、相続人(戸籍謄本など相続関係を把握できる書類が必要です。)の方のご請求に限り取り扱います。(代理人の方がご請求される場合は、区役所での発行となります。また、法人名義の資産を対象とする証明書は、申請書に代表者印があれば、お取り扱いできます。) また、申請書に、対象となる地番(住所と異なる場合があります。)や、家屋番号の記入が必要となります。納税通知書に添付されている課税明細書や不動産登記等を確認の上、ご請求ください。(納税通知書はできるだけお持ちになるようお願いします。)



※案内図については、工事等により、実際と異なる場合があります。